

緊急速報メールによる

特別警報の配信開始



特別警報メールを受信しても、焦らず慌てず適切な行動を（昨年の町総合防災訓練）

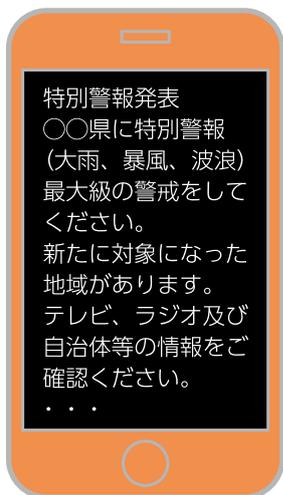
気象庁では、携帯電話やスマートフォン等に向けた緊急速報メールにおいて、「気象等に関する特別警報」と「噴火に関する特別警報」の配信を開始しました。これにより、気象庁が発表する全ての特別警報が緊急速報メールで配信されます。

この緊急速報メールを受信した場合は、直ちに町の避難情報に従うなど、適切な行動を取り、身の安全確保を優先してください。

◎特別警報とは

大雨や津波、高潮などにより重大な災害の発生するおそれがある場合、盛岡地方気象台では、警報や特別警報などを発表して、厳重な警戒を呼びかけています。

特に、「東日本大震災」や「平成27年9月関東・東北豪雨」のように、その地域にとって数十年に一度程度の大雨や津波、高



潮などにより重大な災害の起こる恐れが著しく高まっている場合には、気象台は「特別警報」を発表します。

◎もし発表されたら？

特別警報が発表された場合、数十年に一度しか発生しないような、重大な災害が起こりうる状況にあります。津波（大津波警報）であれば、何より高い所への避難が必要です。しかし、大雨や高潮などの風水害の場合は、避難のために外出することが既に危険となっている場合もあることから、テレビ、ラジオ

や緊急速報メールのほか、町が防災行政無線等でお知らせする避難勧告の情報などに注意をしてください。

◎避難の際に気を付けること

決して慌てずに周囲の状況に応じて、避難所へ移動したり、既に外出が危険な場合には、家の二階などにより安全な場所に退避したりするなどの適切な行動を取ってください。

そのためには、平常時から、お住まいの地区にどのような危険があり、災害から命を守るためにはどのような避難行動を取る必要があるのかなどをしつかり認識しておくことが重要です。

また、避難場所や避難ルート、家族間での連絡手段、非常持ち出し品の準備、各情報の入手方法なども十分確認しましょう。

なお、特別警報が発表されない場合でも、災害が発生しないということではありません。大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早めの行動を取るようにしましょう。

◆問い合わせ

盛岡気象台（019-622-7870）へ。